

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成29年1月20日 午前9時30分 開議

## 出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	林 正 美
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

## 説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	松 平 貴 圭
教育部次長兼中央図書館長	中 森 利 仁
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
学校給食課長	寺 部 優

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	築 瀬 正 洋

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 その他報告 豊川市いじめ防止基本方針策定について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

「高本教育長」 次に、日程第2、第1号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお本案は教職員の人事に関する案件でございますので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「松平教育部次長」 日程第2、第1号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「高本教育長」 続きまして、日程第3 その他報告「豊川市いじめ防止基本方針策定について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「松平教育部次長」 それでは豊川市いじめ防止基本方針策定につきまして説明いたします。検討資料として配布させていただいたものは9月28日の教育委員会定例会後の事務連絡の中で本方針の原稿を見ていただき、その時に頂いたご指摘等を踏まえまして内容を追加、修正させていただいたものでございます。家庭・学校・地域の役割と連携が重要であるという意見をいただきましたので、その観点から見直し、内容を追記いたしました。その他、解かりにくい表現の修正や、盛り込みすぎていた部分の見直しなどの解消をしたものでございます。今後も、全体についての修正箇所の洗い出しを行う予定であり、文部科学省のいじめ防止対策協議会によるいじめ防止対策推進法に基づく基本方針の変更が示されることも考えられるため、修正の必要が生じるものと思われま。

豊川市が設置する豊川市いじめ問題対策連絡協議会と、教育委員会の附属機関として設置する豊川市いじめ問題専門委員会は条例による設置ということになります。この2つの機関につきましては近隣市の状況も踏まえながら設置する予定で進めております。いじめ問題対策連絡協議会につきましては、見込みとする人選は済んでおり、いじめ問題専門委員会につきましても、豊川市に関わっていない所での人選も含め、学識経験者、精神科医、弁護士、心理の専門家、福祉の専門家など、愛知県レベルでの人選を済ませている状況でございます。

教育委員会又は学校が行った調査結果の報告を受けた市長は、必要に応じて再調査を行うことができるとしておりますが、その再調査を行う機関についても検討中でございます。

今の時点の検討資料についてご意見をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

「高本教育長」 ありがとうございます。9月に教育委員よりご意見を頂いたものを基にしながら、更に検討を加えたものが本日提案の検討資料ということでございます

ね。ご意見やご質問がありましたらご発言ください。

「菅沼委員」 質問をさせていただきます。本日の資料11ページ、「(3) いじめに対する対応」の中の「○深刻ないじめへの対応」として、加害児童生徒に対して出席停止を含む措置を講じる。とありますが、この出席停止を言い渡すのは教育委員会からということでしょうか。

「松平教育部次長」 もちろん教育委員会として相談は受けますが、基本的には出席停止は学校長が命じる形となります。

出席停止と一言で言っても、出席停止の措置を実施するにあたっては様々な制約があり簡単なものではありません。それが認められる段階で、さらに被害者の安全を確保するというのが非常に緊急である場合のみ、教育委員会としては意見を言わせていただくことがあろうかと思えます。非常に難しいケースであるとは考えております。

「菅沼委員」 資料の8ページ、「第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向」の「2 いじめの理解」について、「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という認識を児童生徒に徹底する」と書いてありますが、児童生徒だけではなく教職員や全ての人にとって理解が必要なのではないかと思います。いじめの理解のあり方として、みんなが認識していく事が大切なのではないのでしょうか。

また、この文章をもう少し手短かに解かりやすくしていただきたい。

「高本教育長」 その意図を酌んで表現の再検討をいただきたいと思えます。

「林委員」 全体としてみると、これは豊川市民に向けて作成したものなののでしょうか、それとも学校に向けて作成されたものなののでしょうか。

「松平教育部次長」 学校だけで全てのいじめが解決されるわけではありません。対象としては、市民はもちろん、保護者、地域の方、学校も、その全てを織り込む形で作成しているのがいじめ防止基本方針でございます。

「林委員」 非常によくわかりました。いじめというのは大人の目に付かないような所で起きているものであるということや、あるいは遊びの延長で行われる事が多いため大人は気づきにくいということ。だから、もっと大人が子ども達の小さな変化を見ていく必要がある、という様な事が書いてあって、次にいじめの定義という流れで作成されているととても読みやすいものになるのではないかと思います。

もう少し言わせてもらおうと、教育振興基本計画の中に、家庭の役割、地域社会の役割などが明確に記されてくるものですから、それと関連付けるような形で、いじめ防止のために家庭はこういう事を実施しましょう、地域社会はこうですよという具合に、もう少しはっきりと記されている方がいいと思うのです。学校はこうするべきです。教育委員会はこれをやります。というような形で表現できないのでしょうか。

「戸荻委員」 林委員のご発言のように、教育委員会から地域の方や家庭に対して役割を持たせるようなお願いの文言を入れることは難しいのでしょうか。もっと、はっきりと、目を光らせて子どもの様子を見てください、と保護者にお願いすることは難しいのでしょうか。いじめの問題はとても大切なことなので、強くはっきりと表現できな

いのでしょうか。

「高本教育長」 いじめに対して、市民や保護者に向けて、家庭ではこのような事を実施してください、というお願いのようなことをすることは可能なのでしょうか。

「松平学校教育課長」 学校から、そういった依頼をさせて頂いたケースはございます。地域の方や保護者へ、このようなことがありましたら学校にお知らせ下さいというようなものです。地域や家庭の役割は大変大きなものですので、この基本方針にどこまで組み込んでいくか実際に検討しているところでございます。

「林委員」 いじめは学校だけでは解決できないものである。その前提のうえで、豊川市民全員、大人全員が子ども達のことをよく見て、一緒になって育てて行きましょうというような方向性を出していただきたい。このまま学校に全てを任せていくことを進めても、学校を疲弊させるだけで解決には繋がっていかないと思うのです。それよりも市民全員で子ども達を見て行きましょう。その中で、学校が中心になって考えていく、という形に作り上げていくことができないのでしょうか。

「菅沼委員」 子ども達の1日のうち、学校で過ごす時間の割合は長いですが、学校から帰った後や学校へ行く前の時間など、家庭で過ごす時間は家庭の人が見守っていただきたい。登下校の時には地域の人に見守っていただきたい。土曜日、日曜日、祝日には家庭や地域の人も見守っている、というように、みんなで見守っていくようなものにしていただきたい。

「高本教育長」 その辺のところは教育委員の共通の意見ということになります。この資料でいきますと10ページから11ページのところで、「第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」の中に、いじめ防止のためにはどうする事が必要なのか、ということと、実際にいじめが起きてしまった時にはどう対応するか、ということに記載しております。これまでご意見いただいたように、いじめ防止のための保護者や地域の役割を少し強調して載せることについて検討していただきたい。そして、いじめが起きてしまった時は、学校や教育委員会が中心に対応することとなり、そのための組織として、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会に対応していくということという形よろしいでしょうか。

これに関連してでも結構です。他にご意見などはございますか。

「菅沼委員」 いじめ防止についてリーフレットのようなものを作成して子ども達に配布する計画はありますか。基本方針が策定されて、子ども達が、自分たちは守られているということや、いじめをしてはいけないということを認識することが大切なのではないかと思うのです。小学校の低学年でも理解できるような、読みやすい内容のもので周知するのはいかがでしょうか。

「松平教育部次長」 現在はそこまで考えておりませんが、子ども達が認識することはとても大切な事だと思いますので、今後、学校が策定することとなる学校いじめ防止基本方針と併せて、周知についても検討していきたいと考えております。

「林委員」 地域の方々がいじめを見かけた時にどのような対応をしたらいいのか。何

処へ連絡したら良いのか。もちろん、声をかけて止めさせることができれば一番良いのですが、怖いと感じる方も沢山いると思いますので、そういう時の対応がはっきり解かるような形になっていると良いです。そういった体制が整えられていると、地域全体で子どもを見守っているということが伝わるものだと思いますので、是非、検討していただきたい。

「高本教育長」 他にご意見などはございますか。

「渡辺委員」 全体として、一つの文章が長い傾向にあります。もう少し、一つの文章を簡潔にまとめていただいた方が伝わりやすいものになると思います。

「高本教育長」 大切なことだと思います。他にご意見はございますか。

「戸荻委員」 いじめの防止について、家庭の果たす役割は大変大きな位置を占めていると思います。家庭や地域の役割と連携の内容についても、一番初めに家庭の役割を記載していただきたい。家庭と学校と地域が相互に連携することは必要ですが、まずは保護者が子どもの様子をしっかり見ていただきたいという思いがあります。親としてしっかり子どもに目を向けて、ちょっとした変化にも気が付くようにして欲しいです。未然の防止として、もっと子どもに声かけするなど、もうちょっと家庭に頼った内容としてもよいのではないのでしょうか。

「林委員」 「子育てするなら豊川市」というキャッチフレーズのもとで豊川市では子育てを推進していますが、その一環として、豊川市民はみんなで子どもが健全に育つように見守り支えていきますよ、ということでこの基本方針を策定していただきたい。

「関原教育部長」 「豊川市いじめ防止基本方針」は、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づいて策定するものでございますが、この法律の第9条に保護者の責務等という条項が定められています。この第1項から第3項までにおいて、保護者に対し、子どもへの教育についての責任、いじめから保護する役割、いじめ防止措置への協力などを求めています。その上で、第4項として、前3項の規定は学校の設置者及び学校の責任を軽減するものと解してはならない、としております。つまり、保護者の責務はもちろんあるが、それとは別に学校の設置者や学校は、それぞれが負う責任を全うするための仕組みづくりを行うことを求めており、それがこの法律の主旨であると思われれます。保護者の責務や協力を訴えながらも、行政としての仕組みづくりに重点を置いて丁寧に進めていきたいと考えております。

「林委員」 その通りではありますが、豊川市としての独自の方向性はある程度出せると思うのです。学校頼みの基本方針となってしまうのはいつまで経っても変わらないと思います。市民の方々が、いじめは学校で起こっているのだから学校だけが頑張れば良い、教職員がもっと頑張らないといけない、というだけで終わってしまうようなものにはしていただきたくない。

「菅沼委員」 保護者は考え方や、子どもの躰の方針など、それぞれに持っているもので、その一つひとつに口を挟むべきではないし、言わなくても良いと思います。でも、人権を侵害してはいけないという様なことは家庭でも教えていただかないと困ります

し、保護者にもそういう気持ちであって欲しいです。事細かには書けないかもしれませんが、そういった基本的なことを、家庭や地域の方にも承知していただけるようなものにしたいと考えます。

「高本教育長」 他にご意見やご質問がございましたらご発言をお願いします。無ければ、ただ今、いただきましたご意見に基づいて事務局で検討し修正を加えさせていただいたうえ、改めて、方針案を教育委員会に示させていただくことといたします。それでは、ただ今の報告について承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第3、その他報告「豊川市いじめ防止基本方針策定について」は報告のとおり承認されました。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時23分 閉会)